妙高市スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の遵守状況について

※∃

	协会			
項目 通し番号	盾則	自己説明項目	対応 状況	自己説明(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)
1	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。		
2	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(2) 法人格を有しない団体は,団体としての実体を備え,団体の規約等を遵守しているか。	Α	団体の規約等については、5月下旬の理事会にて役員全員が集まる場を設けて協議しており、規約を遵守して活動を行っていることを承認いただき、事業を実施している。
3	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	Α	団体の法令等についても、5月下旬の理事会にて役員全員が集まる場を設けて協議しており、法令を遵守して活動を行っていることを承認いただき、事業を実施している。 また、当市が定める各種条例や規則についても遵守し、活動を行っている。
4	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(4) 適切な団体運営及び事業運営 を確保するための役員等の体制 を整備しているか。	Α	具体的な取り組みとして、理事会による決算報告及び事業報告の承認手続きや、監事による会計監査等を適切な時期に行っている。 役員等の体制について2年に1度、役員の改選について議題に挙げて協議をしている。
5	[原則2] 組織運営に関する目指すべき基 本方針を策定し公表すべきであ る。	(1) 組織運営に関する目指すべき 基本方針を策定し公表している か。	A	スポーツ協会会則第3条(目的)に基づいて、適切な対応を行っている。

項目通し番号	原則	自己説明項目	対応状況	自己説明(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)
6	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコン プライアンス意識の徹底を図る べきである。	(1) 役職員に対し コンプライア ンス教育を実施しているか, 又 はコンプライアンスに関する研 修等への参加を促しているか。	A	役職員に対しては、コンプライアンス教育の普及に向けて、啓発・促進していく。 コンプライアンスに関する研修等については、各団体に情報提供している。
7		(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A	指導者、競技者等に対しては、コンプライアンス教育の普及に向けて、啓発・促進していく。 コンプライアンスに関する研修等については、各団体に情報提供している。
8	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行う べきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	Α	毎年4月に会計監査を実施するなど、スポーツ協会会則に基づき、経費の執行については事務局内で決裁を受けて行い、帳票・帳簿を整理し、各団体に情報提供している。
9	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行う べきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A	国庫補助金等については、特段利用していない。
10	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行う べきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A	毎年4月上旬に、会計監査を実施している。 前年度の会計処理や適切に予算を執行されているか、スポーツ協会監事2名による監査を実施している。
11	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に 行うとともに、組織運営に係る 情報を積極的に開示することに より、組織運営の透明性の確保 を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	Α	例年5月下旬に開催される理事会にて法令に基づく開示をしている。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)
	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に 行うとともに、組織運営に係る 情報を積極的に開示することに より、組織運営の透明性の確保 を図るべきである。	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	Α	例年5月下旬に開催される理事会で、組織運営に係る情報の開示をしている。 また、情報開示の上、今後の発展に向けて協議している。
13	[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保 が求められると自ら判断する場 合ガバナンスコード < 中央競技 団体向け > の個別の規定につい てもその遵守状況について自己 説明及び公表を行うべきであ る。	技団体向け>の規定があるか。	Α	今後も、より高いガバナンスの確保に向けて尽力していきたい。
	[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保 が求められると自ら判断する場 合ガバナンスコード < 中央競技 団体向け > の個別の規定につい てもその遵守状況について自己 説明及び公表を行うべきであ る。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード < 中央競技団体向け > の規定があるか。(ある場合は下記に記述)原則■について		

○公表の際は、このExcelファイルをPDF等に変換し、自身のウエブサイト等で公表してください

*「対応状況」欄には、下記 A B C のいずれかを記載ください。

【対応状況に係る自己評価】

A:対応している

B:一部対応している

C:対応できていない